

(一)

昭和40年8月15日

毎月1日・15日発行

改正された国民年金

去る六月の国
会で、国民年
法、児童扶養手
当法、重度精神
障害者扶養手当
法の一部がそれ
ぞ改正されました。
このうち、國
民年金法の改正
は福禄年金行き先一
度目の年金額
の引き上げで、今年の九月から
行なわれることになりました。ま
た精神障害者扶養年金の対象とし
て認められ、二十才以上の精神障
害者扶養年金が支給されることに
なりました。

①老令福祉年金：一三、二〇
円(月額)、一〇〇円(月額)、
五、六〇〇円(月額)、三〇〇
円)に引きあげる。
②母子、准母子年金：一五、
六〇〇円(月額)、三〇〇円(月
額)に引きあげる。

以上が改正点のあらましですが

充実する福祉年金内容

一律にふえる

不明な点は市社会課、支所民生課
までお問い合わせを。



発行所大分市役所
編集兼發行人
大分市役所代表者
辛一郎

扶養義務者(五金帯)の收

入金額の限度額六十五万四千円

を十二万六千四百円に引きあ

げる。

による公務扶助料の限度額八万

円を十五、千五百円に引きあ

る(十月から)

以上が改正点のあらましですが

明瞭な点は市社会課、支所民生課

までお問い合わせを。

福祉年金証書を
お渡します

支給は9月6日と11日から

福禄年金証書の交付

福禄年金証書をつきの日程で保管

[計算例] 営業所得120万円で土地、家屋にかかる固定資産税3,500円納め被保険者が4人いる世帯の保険税

課税所得 (総収入) $(\text{必要経費} + \text{基礎控除}) = 190,000$
 $1,200,000円 - (920,000 + 90,000)$

① 所得割 (課税所得) $\times (\text{所得割税率}) = 5,890円$
 $190,000 \times \frac{3.1}{100}$

② 資産割 (固定資産税) $(\text{資産割率}) = 350円$
 $3,500 \times \frac{10}{100}$

③ 被保険者均等割 (被保険者1人あたり) $(\text{被保険者数}) = 2,880円$
 $720円 \times 4人$

④ 世帯等割 (1世帯当たり) $1,200円$

計 $10,320円$

年間保険税額 10,320円

保険税の改正点**税率を引き上げる****最高限度額は五万円**

保険税を
引き上げ
たがために
お知らせ
しました。
お問い合わせ
で今回改
正の主な内
容について
簡単に説明します。
被保険者一人につき被保険者均等割を一百八十八円、資産割を四百六十八円、世帯別平等割を五百九十一円、世帯別平等割を三百十円減額します。
「その他の減額」災害にあつたとき、または被保険者が少なくないとき保険税を減額します。
災害にあつたときは、被保険者に応じて減額または免除しません。

被保険者一人につき被保険者均等割を一百八十八円、資産割を四百六十八円、世帯別平等割を五百九十一円、世帯別平等割を三百十円減額します。
その他の減額」災害にあつたとき、または被保険者が少なくないときは、被保険者に応じて減額または免除しません。

被保険者一人につき被保険者均等割を一百八十八円、資産割を四百六十八円、世帯別平等割を五百九十一円、世帯別平等割を三百十円減額します。
その他の減額」災害にあつたとき、または被保険者が少なくないときは、被保険者に応じて減額または免除しません。

市教育委員会の職員を募集
申込み: 八月二十七日まで

住さる可能なもの
名乗っています。

（受験資格）

○検査員II新制中学卒業した

もの（高校以上不可）で昭和

十年八月一日以降に生まれた

子または女子（男子については

事務員と学校に勤める教員の

事務員と学校に勤める教員の